



「徳島県障がい者施策基本計画」(素案) について 県民の皆さんのご意見を募集します。

徳島県では、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、基本的な考え方や具体的な取組を示す「徳島県障がい者施策基本計画」の改定を行っているところです。

このたび、徳島県としての計画の「素案」をとりまとめました。

今後、多くの皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、よりよい計画にしたいと考えています。ぜひ、あなたのご意見をお聞かせください。

1 ご意見の募集期間

令和5年12月8日(金)～令和6年1月9日(火)

2 ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。(ホームページから投稿の場合は入力フォームにより、その他の場合は別紙により提出してください。)

①ホームページからの投稿の場合

https://www.pref.tokushima.lg.jp/public_comment/

②郵送の場合

〒770-8570 徳島県監察評価課県庁ふれあい室あて

※住所の記入は不要です。

③ファクシミリの場合

FAX: 088-621-2862 徳島県監察評価課県庁ふれあい室あて

④持参の場合

徳島県庁1階 監察評価課県庁ふれあい室まで

(午前8時30分から午後6時15分まで(土・日・祝日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く))

3 お問い合わせ先

(内容について) 徳島県 保健福祉部 障がい福祉課 在宅サービス指導担当

電話: 088-621-2248 FAX: 088-621-2241

メールアドレス: syougai-fukushika@pref.tokushima.jp

(提出方法について) 徳島県 監察局 監察評価課 県庁ふれあい室

電話: 088-621-2096 FAX: 088-621-2862

メールアドレス: fureaikouryuu@mail.pref.tokushima.jp

郵送される場合、切り取って宛名としてご利用ください。

〒770-8570

徳島県 監察評価課 県庁ふれあい室 行

(パブリックコメント)



Q1 「徳島県障がい者施策基本計画」ってどんな計画？

この計画は「障害者基本法」に基づき、障がい者の自立及び社会参加のための施策の総合的な推進を図るための「障がい者基本計画」、並びに「障害者総合支援法」に基づき、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として策定する「障がい福祉計画」、更に児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」を一体化させた計画です。

また平成28年4月に施行した「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例」の実施計画としても位置付けており、「障がいの有無に関わらず、全ての県民が互いに人格や個性を尊重し、活躍できる社会づくり」を基本理念とし、「地域における『心のバリアフリー』の促進」、「地域で安心して暮らせる環境づくり」、「障がい者の自立と社会参加の促進」及び「障がい福祉サービス等の支援体制の充実」の4つの重点項目のもと、施策を展開することとしております。



Q2 どんな意見を出せばいいのですか？

「徳島県障がい者施策基本計画」（素案）の内容についての修正案や新たな記述が必要と思われる事項に関し、具体的なお意見、ご提案をお寄せください。

（ → 別添資料を参照してください。）



Q3 提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、計画の策定に当たって十分検討させていただき、可能なものについては計画に反映します。さらに、ご意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報 は、一切公表いたしません。

また、原則としてご意見に対する個別の回答は、いたしませんのでご了承ください。